

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………一  
………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一  
………(同)……………一
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………二  
………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………二  
………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………六  
………(同)……………六
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………七  
………(同)……………七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………八  
………(同)……………八
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………八  
………(同)……………八
- 都営住宅の地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額変更……………八  
………(同)……………八
- 特定猟具使用禁止区域の指定(五件)……………八  
………(環境局自然環境部計画課)……………八
- 平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部改正………(会計管理局管理部公金管理課)……………九

### 規則(教)

- 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………一

### 告示(公)

- 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………一

### 告示(水)

- 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正……………一
- 使用水量の計量業務の委託……………一
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………一

### 告示(下)

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一  
………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………一
- 土地区画整理事業の換地処分……………二  
………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………二
- 地域森林計画の案………(産業労働局農林水産部森林課)……………三

## 告示

### 東京都告示第千五百六十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十月三十日

- 一 組合の名称  
東京都知事 外 添 要 一

月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合

### 二 事業施行期間

平成二十六年十二月十九日から平成三十三年三月三十一日まで

### 三 施行地区

中央区月島一丁目地内

### 四 事務所の所在地

中央区月島一丁目二十二番十号

### 五 設立認可の年月日

平成二十六年十二月十九日

### 六 定款の変更の認可の年月日

平成二十七年十月三十日

### 東京都告示第千五百六十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき日本橋二丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 外 添 要 一

### 一 組合の名称

日本橋二丁目地区市街地再開発組合

### 二 事業施行期間

平成二十五年四月十二日から平成三十二年三月三十一日まで

### 三 施行地区

中央区日本橋二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋二丁目十番二号

平成二十五年四月十二日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年十月三十日

●東京都告示第千五百六十五号

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

区市 指定する区域

江戸川区 南小岩一丁目、南小岩二丁目、南小岩三丁目、南小岩四丁目、東松本一丁目、東松本二丁目、鹿骨三丁目、鹿骨四丁目及び鹿骨五丁目各区内

附 則

この告示は、平成二十七年十一月三十日から施行する。

●東京都告示第千五百六十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年十一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (10号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	46,600
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート (6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	40,400	158,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	42,100	78,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート (2号棟)	港区港南4-5	42.2	1	40,200	86,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (5号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (12号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,700	62,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (3号棟)	新宿区戸山2	41.0	1	35,100	77,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,300	75,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,800	49,400
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート (1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	33,400	64,700
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート (14号棟)	文京区本郷4-15	35.8	1	30,500	56,800
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート (15号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,300	61,400
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート (1-2-10号棟)	台東区下谷1-2	35.4	1	28,500	40,800
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	26,000	46,500
一般都営	高層耐火	太平南アパート (1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	31,200	48,100
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (1号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	67,300
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,700	72,500
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,500	75,000
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート (8号棟)	江東区南砂3-11	37.0	1	29,200	52,500
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	28,000	44,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	2	34,800	53,300
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート (3号棟)	江東区東砂1-5	39.0	1	32,000	51,100
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	2	30,500	47,700
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (24号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (32号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (34号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (71号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (73号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (86号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,500	47,700
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (11号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700	43,100
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (12号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700	43,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	50,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (14号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,500	46,400

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	31,200	39,500
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	47,800
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (17号棟)	江東区南砂4-4	43.9	1	36,900	53,000
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,100	53,800
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート (2号棟)	江東区南砂6-5	51.2	1	43,900	77,500
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	73,400
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート (2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	43,500	70,600
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	72,400
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	69,700
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,400	93,800
一般都営	中層耐火	南蒲田一丁目アパート (11号棟)	大田区南蒲田1-17	42.3	1	34,600	60,700
一般都営	中層耐火	南蒲田一丁目アパート (12号棟)	大田区南蒲田1-17	39.0	1	31,900	56,000
一般都営	中層耐火	南蒲田一丁目アパート (13号棟)	大田区南蒲田1-17	42.3	2	34,800	60,700
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目アパート (10号棟)	大田区本羽田2-10	33.4	2	26,300	34,000
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,900	40,600
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (2号棟)	大田区東糀谷6-9	37.3	1	29,800	44,400
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	2	33,700	48,500
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート (12号棟)	大田区萩中1-3	39.0	1	31,100	56,300
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート (13号棟)	大田区萩中1-3	39.0	1	31,000	56,300
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート (19号棟)	大田区多摩川2-24	48.1	1	40,500	74,200
一般都営	中層耐火	北島山一丁目アパート (11号棟)	世田谷区北島山1-39	59.6	1	50,800	99,900
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (8号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	69,600
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (11号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	69,600
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート (49-4号棟)	渋谷区笹塚2-49	36.4	1	32,100	65,200
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート (36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	74,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	78,300
一般都営	高層耐火	塚の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区塚ノ内3-49	37.9	1	28,300	46,000
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート (3号棟)	杉並区高井戸東1-14	39.0	1	29,000	64,300
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	44,000	74,400
一般都営	高層耐火	赤羽西六丁目アパート (3号棟)	北区赤羽西6-3	43.9	2	35,000	54,500
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート (10号棟)	北区西が丘2-16	51.0	1	41,400	68,100
一般都営	高層耐火	王子本町アパート (16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	1	29,700	54,100
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (5号棟)	北区滝野川3-62	33.4	1	26,100	45,000
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (16号棟)	北区滝野川3-80	42.2	1	33,800	50,000

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(11号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	32,300	52,500
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(1号棟)	北区赤羽北3-7	51.0	1	41,400	74,200
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,800	41,100
一般都営	中層耐火	坂下一丁目アパート(4号棟)	板橋区坂下1-10	36.4	1	26,700	30,600
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	2	27,100	42,300
一般都営	中層耐火	志村三丁目アパート(10号棟)	板橋区志村3-10	51.0	1	39,600	62,200
一般都営	中層耐火	徳丸二丁目アパート(7号棟)	板橋区徳丸2-23	51.0	1	38,900	71,100
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,700	66,400
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(3号棟)	練馬区富士見台3-50	39.0	2	29,200	39,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町3-27	55.9	1	44,000	86,700
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(7号棟)	練馬区北町6-7	55.9	1	43,800	85,600
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(13号棟)	練馬区北町6-13	47.5	1	37,200	72,700
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(12号棟)	練馬区北町6-12	48.1	1	37,900	75,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(30号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(16号棟)	練馬区南田中5-25	25.2	1	18,400	36,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(50号棟)	練馬区石神井町1-1	58.0	1	45,900	88,900
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-3号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	100,600
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-4号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	100,600
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート(1号棟)	足立区島根2-29	51.0	1	37,000	60,800
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(4号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	43,900	74,600
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(4号棟)	足立区西保木間1-3	55.9	2	41,400	74,700
一般都営	高層耐火	梅田二丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	59.6	1	43,800	80,300
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(3号棟)	足立区保木間1-35	42.3	1	30,300	48,000
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(4号棟)	足立区保木間1-36	41.6	1	29,600	47,500
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(5号棟)	足立区保木間1-36	41.6	1	29,600	47,500
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(13号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	2	25,100	40,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(4号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(7号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(14号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	41,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(19号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	41,000
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(12号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,100	39,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間4-3	33.4	1	23,100	39,300

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(4号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,500	39,400
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(6号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,500	39,400
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(9号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,500	39,400
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(3号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,800	42,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(9号棟)	足立区辰沼1-2	41.7	1	29,300	47,800
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,800	43,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(11号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	39,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(14号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,700	41,400
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(15号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,700	41,400
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,900	44,400
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(4号棟)	足立区南花畑4-11	37.7	1	25,600	42,700
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	45,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(2号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	28,600	42,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(9号棟)	足立区花畑8-4	41.7	1	28,600	42,500
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,500	44,300
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,500	44,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(14号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	28,600	42,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(17号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,700	37,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(20号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,200	39,100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(8号棟)	足立区舎人6-11	47.6	1	33,700	51,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(9号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,800	49,400
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート(1号棟)	足立区花畑2-16	51.0	1	36,100	55,200
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(1号棟)	葛飾区青井3-10	51.0	1	37,100	66,700
一般都営	中層耐火	柴又一丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区柴又1-10	51.0	1	38,200	69,300
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,600	66,200
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(5号棟)	葛飾区柴又3-16	42.3	1	30,700	52,600
一般都営	高層耐火	葛飾新宿二丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,400	63,800
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第2アパート(2号棟)	葛飾区西亀有2-24	55.9	1	42,800	85,100
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第14アパート(5号棟)	葛飾区西亀有2-10	62.2	1	48,800	99,800
一般都営	高層耐火	西新小岩二丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	70,800
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,700	77,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(6号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,600	73,800
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(1号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,600	37,700

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西端江四丁目アパート (1号棟)	江戸川区西端江4-19	55.9	2	43,600	74,000
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート (1号棟)	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,900	39,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,200	50,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,600	45,400
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート (7号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,900	40,700
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート (2号棟)	江戸川区平井7-10	39.0	1	28,900	44,100
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート (1号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,800	68,300
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート (1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	2	40,700	68,200
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート (7号棟)	八王子市大谷45	39.0	1	19,000	37,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (5-2号棟)	八王子市松が谷5-2	55.9	1	30,500	58,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (9-1号棟)	八王子市松が谷9-1	62.1	1	35,900	72,400
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	76,200
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-4号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	76,200
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (5-4号棟)	立川市富士見町6-54	52.4	1	28,900	54,400
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート (5号棟)	三鷹市上連雀6-10	55.9	1	41,900	87,200
一般都営	中層耐火	井の頭五丁目アパート (10号棟)	三鷹市井の頭5-20	39.0	1	28,300	61,700
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート (3号棟)	三鷹市上連雀9-12	42.3	2	31,000	61,000
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目第2アパート (2号棟)	府中市美好町2-12	42.3	1	23,800	59,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	30,000	74,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	2	30,000	74,000
一般都営	中層耐火	東つつじヶ丘二丁目アパート (3号棟)	調布市東つつじヶ丘2-32	51.0	1	31,900	79,300
一般都営	中層耐火	金森第4アパート (2号棟)	町田市金森2-23	55.9	2	34,500	71,200
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (2号棟)	町田市町田4-8	59.6	1	35,400	80,400
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート (7号棟)	町田市木曾西1-33	36.4	1	17,700	35,600
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (6号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,300	59,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (10号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,400	64,600
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (5号棟)	日野市新井842	37.7	1	16,900	34,600
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート (1号棟)	東村山市秋津町5-1	51.0	1	31,100	64,900
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート (3号棟)	国立市北3-25	42.3	1	24,500	54,600
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート (1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	69,800
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート (1号棟)	西東京市南町4-23	55.9	2	33,600	80,200
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (1号棟)	西東京市南町3-23	55.9	1	35,800	82,700
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (3号棟)	西東京市南町3-23	60.5	1	38,600	89,600
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート (2号棟)	西東京市緑町1-5	61.5	1	39,600	88,100

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (16号棟)	西東京市田無町7-10	55.9	1	33,700	74,000
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (18号棟)	西東京市田無町7-11	56.8	1	34,200	75,200
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート (16号棟)	西東京市向台町3-10	42.4	1	24,800	54,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート (8号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート (32号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,900
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (10号棟)	清瀬市竹丘1-15	36.4	1	17,900	38,300
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート (20号棟)	清瀬市松山3-14	56.8	1	32,800	70,200
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート (3号棟)	清瀬市野塩5-255	51.0	1	29,500	60,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地 (4-4-4号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	26,000	46,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地 (4-4-6号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	26,000	46,500
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート (4号棟)	稲城市大丸82	51.0	1	27,000	59,400
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート (1号棟)	稲城市矢野口1780	55.9	1	29,800	64,900

●東京都告示第千五百六十七号  
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舛添 要 一

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)  
 近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

名称	位置	構造及び規模	戸数	使用料	家賃	
南蒲田二丁目第2アパート(2号棟)	大田区南蒲田二丁目二十六番	高層耐火	三四・六平方メートル	四七戸	三二、九〇〇円	五六、一〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	三三戸	三八、四〇〇円	六五、五〇〇円
同右	同右	同右	四七・四平方メートル	八戸	四五、一〇〇円	七六、九〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	同右	四五、五〇〇円	七七、七〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	六戸	五四、三〇〇円	九二、六〇〇円
神宮前二丁目アパート(29号棟)	渋谷区神宮前二丁目二番	同右	三四・六平方メートル	二八戸	三七、一〇〇円	一一〇、〇〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	四三、三〇〇円	一二八、四〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	七戸	五一、二〇〇円	一五二、八〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	六戸	六一、二〇〇円	一八一、五〇〇円
神宮前二丁目アパート(30号棟)	同右	中層耐火	三四・六平方メートル	六五戸	三七、一〇〇円	一〇八、六〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	三五戸	四三、三〇〇円	一二六、八〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	一〇戸	五一、二〇〇円	一五〇、七〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	同右	六一、二〇〇円	一七九、二〇〇円
西尾久八丁目第2アパート(2号棟)	荒川区西尾久八丁目八番	高層耐火	三四・六平方メートル	三一戸	二九、三〇〇円	五四、五〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	三四、三〇〇円	六三、七〇〇円
同右	同右	同右	四七・四平方メートル	一一戸	四〇、二〇〇円	七四、七〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	同右	四〇、六〇〇円	七五、五〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	同右	四八、五〇〇円	九〇、〇〇〇円

上石神井四丁目アパート  
(3号棟) 練馬区上石神井四丁目二十一 中層耐火 三四・六平方メートル 一五戸 三〇、六〇〇円 七七、一〇〇円

同右 同右 四〇・四平方メートル 同右 同右 三五、七〇〇円 九〇、〇〇〇円

同右 同右 四七・八平方メートル 同右 三戸 四二、三〇〇円 一〇六、八〇〇円

同右 同右 五七・一平方メートル 同右 同右 五〇、五〇〇円 一二七、三〇〇円

上石神井四丁目アパート  
(5号棟) 同右 同右 三四・六平方メートル 一六戸 三〇、六〇〇円 七六、五〇〇円

同右 同右 四〇・四平方メートル 同右 同右 三五、七〇〇円 八九、二〇〇円

同右 同右 四七・八平方メートル 四戸 四二、三〇〇円 一〇五、九〇〇円

同右 同右 五七・一平方メートル 同右 同右 五〇、五〇〇円 一二六、二〇〇円

府中南町四丁目アパート  
(3号棟) 同右 同右 三四・六平方メートル 六〇戸 二八、六〇〇円 六三、二〇〇円

同右 同右 四〇・四平方メートル 同右 同右 三三、三〇〇円 七三、八〇〇円

同右 同右 四七・八平方メートル 一〇戸 三九、五〇〇円 八七、四〇〇円

府中南町四丁目アパート  
(4号棟) 同右 同右 三四・六平方メートル 四〇戸 二八、六〇〇円 六三、三〇〇円

同右 同右 四〇・四平方メートル 同右 同右 三三、三〇〇円 七四、〇〇〇円

同右 同右 四七・八平方メートル 一〇戸 三九、五〇〇円 八七、七〇〇円

同右 同右 五七・一平方メートル 同右 同右 四七、二〇〇円 一〇四、五〇〇円

●東京都告示第千五百六十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
条第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都  
営改良住宅の使用料を、同条例第三條第二項及び第七十一  
条において準用する同条例第五十六條第一項第三号の規定  
に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平  
成二十七年十一月一日から実施するので、同条例第三條第  
三項の規定により告示する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	南青山一丁目第2アパート(1号棟)	港区南青山1-18	34.3	1	31,300
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	3	28,900
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(15号棟)	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,500
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(8号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(11号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(5号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(26号棟)	杉並区阿佐ヶ谷北3-33	35.1	1	26,100
改良	中層耐火	高井戸東一丁目アパート(4号棟)	杉並区高井戸東1-15	36.4	1	27,100
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(11号棟)	北区赤羽西5-7	55.6	1	44,300
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(3号棟)	荒川区荒川7-8	41.3	1	30,600
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート(1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,600
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	1	27,100
改良	中層耐火	西新井六丁目アパート(1号棟)	足立区西新井6-15	39.0	1	27,700

●東京都告示第千五百六十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 外 添 要 一

名称 位置 区画数

久我山一丁目第2アパート 杉並区久我山一丁目 一五区画  
一ト駐車場 八番

上石神井アパート駐車場 練馬区上石神井四丁目 二〇一区画  
目二十一番

府中南町四丁目アパート 府中市南町四丁目 一二六区画  
一ト駐車場 十番地

●東京都告示第千五百七十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 外 添 要 一

名称 位置 区画数

上石神井四丁目アパート 練馬区上石神井四丁目 一一区画  
一ト駐車場 目二十一番

●東京都告示第千五百七十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額を次のよ

うに変更する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 外 添 要 一

地域 額

目黒区 三三、〇〇〇円

●東京都告示第千五百七十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第三十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

利島特定猟具使用禁止区域

二 区域

利島全域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千五百七十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第三十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指



定したので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

八丈島三根大賀郷特定猟具使用禁止区域

二 区域

平成七年東京都告示第千二百二十三号の区域の規定中

「都道二百十六号線」を「町道百十号線」に、「同都道

と小道」を「同町道と小道」に、「町道百四号線と同百

五号線」を「都道二百十六号線と町道百五号線」に、

「富士縦断林道」を「町道二千八百八十一号線」に、「同

林道と町道二千九十六号線」を「同町道と町道二千九

十六号線」に改めたものによって表される区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一

日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千五百七十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第三

十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指

定したので、同条第十二項において準用する法第三十四条

第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

八丈島樫立特定猟具使用禁止区域

二 区域

平成七年東京都告示第千二百二十四号の区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一

日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千五百七十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第三

十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指

定したので、同条第十二項において準用する法第三十四条

第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

八丈島中之郷特定猟具使用禁止区域

二 区域

平成七年東京都告示第千二百二十五号の区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一

日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千五百七十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第三

十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指

定したので、同条第十二項において準用する法第三十四条

第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

八丈島末吉特定猟具使用禁止区域

二 区域

平成七年東京都告示第千二百二十六号の区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一

日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千五百七十七号

平成七年東京都告示第千三百三十二号(東京都の指定金融

機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を

次のように改正し、平成二十七年十一月一日から施行する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

三の表(一)の部三井住友信託銀行株式会社の項の次に次の

ように加える。

株式会社S M B C信託銀行 同右

規則(教)

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月三十日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第四十九号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則(平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。別表第一 二の部(二)の款大島(家の上) 住宅の項の次に次のように加える。

大島(元町第二) 住宅 大島町元町三丁目十四番地四

別表第一 二の部(二)の款大島(吉谷) 住宅の項及び大島(元町) 住宅の項を削る。

附則

この規則は、平成二十七年十一月一日から施行する。ただし、別表第一 二の部(二)の款大島(吉谷) 住宅の項及び大島(元町) 住宅の項を削る改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

告示(公)

東京都公安委員会告示第360号

警察法(昭和29年法律第12号)第43条の規定に基づき、東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会運営規則(平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号)第

9条の規定に基づき、東京都公安委員会委員長代理の指名については、平成27年10月20日付けをもって、次のとおりとした。

平成27年10月30日

東京都公安委員会

委員長 仁田 隆 郎

記

委員長代理 渡邊 佳英

告示(水)

東京都水道局告示第十号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月一日から施行する。平成二十七年十月三十日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

二 収納取扱金融機関の表(一) 納入者から公金を収納する事務を行う機関の部山梨信用金庫の項の次に次のように加える。

株式会社 S M B C 信託 東京都に所在する店舗(代理店 銀行を除く。)

東京都水道局告示第十一号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定に基づき、使用水量の計量業務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

平成二十七年十月三十日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

一 委託期間

平成二十七年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

二 委託した相手方

受託者名 所在地

東京都サービス株式会社 中央区晴海一丁目八番十一号

告示(下水)

東京都下水道局告示第十号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水(雨水)を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。平成二十七年十月三十日

東京都下水道局長 石 原 清 次

一 供用及び処理開始年月日

平成二十七年十一月七日

二 下水(雨水)を排除及び処理すべき区域

別表のとおり

三 排水施設的位置

別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式

分流式

五 終末処理場の位置及び名称

大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

区名 町名

街区符号又は地番  
全部告示区域 一部告示区域

世田谷 岡本一丁目 十八番、三十二番から三十四番まで及び三十七番から三十九番まで

七番及び八番

同 区 岡本三丁目

一番、二番、五番、六番、九番から十二番まで及び十七番

同 区 鎌田三丁目

十三番から十六番まで、二十七番、三十番、三十一番、三十四番及び三十五番

同 区 千歳台一丁目

一番から四番まで、七番、十番及び二十二番

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人海外広報協会

三 代表者の氏名

菊川 俊和

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区仲池上二丁目六番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く海外全般を対象にして、日本の政治、経済、社会および文化等を海外に紹介し、また、諸外国における日本理解の現状を日本国民に紹介する事業を行い、わが国と諸外国との間の相互理解の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フィリピン日系人リーガルサポートセンター

三 代表者の氏名

河合 弘之

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区本塩町七番地七 新井ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、支援を要望するフィリピン全地域のフィリピン日系人及び広く一般市民に対して日系人のアイデンティティの調査、日本国籍取得等の法律問題の解決、

生活の向上、教育等の支援に関する事業を行い、フィリピン日系人を支援し、日本とフィリピンの友好関係の発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人脳梗塞リハビリ研究会

三 代表者の氏名

上杉 謙太郎

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区新富二丁目七番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、現在百五十万以上にも及ぶ脳梗塞患者に対して、特にリハビリを必要とする患者の方が回復に向けた効果的なりハビリの研究並びに実践を行い脳梗塞リハビリの向上に寄与することを目的とする。また、脳梗塞患者を持つご家族の悩みを解消するために脳梗塞リハビリの現状や研究等を踏まえた患者の支え方を啓発し、ご家族同士の交流・情報交換・ネットワークを広げ、脳梗塞リハビリにおける悩みや課題を解決できるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

土地区画整理事業の換地処分について

東京都計画事業汐留土地区画整理事業について、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第一

項の規定により換地処分があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

多摩地域森林計画の案について

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六条第一項の規定により、多摩地域森林計画の案を次のように公告する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間中東京都知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

森林計画区の名称

多摩森林計画区

縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部森林課及び東京都森林事務所保全課

縦覧期間

公告の日から三十日間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都産業労働局農林水産部森林課

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号  
113-0001

